

日本高麗浪漫学会奨励賞規定

(目 的)

第1条 この規定は、日本高麗浪漫学会（以下、「学会」という。）の活性化及び人材の育成、社会的貢献などを目的に、優れた古代渡来文化研究及びその啓発と普及に関する顕著な業績を賞するための基準並びに手続を定めるものである。

(学会奨励賞の種類)

第2条 日本高麗浪漫学会奨励賞は、前条の目的に適合した業績に対して授与する。その種別は次の通りとする。

- (1) 日本高麗浪漫学会大賞
- (2) 日本高麗浪漫学会優秀論文賞

(学会奨励賞の選考対象)

第3条 大賞・優秀論文賞の選考は、学会の告知に基づいて自薦・他薦で応募する以前の2年間に、国内外で発表された古代渡来文化に関する優れた研究業績を対象とする。

- 2 大賞は、学会の目的に寄与した古代渡来文化研究に関する個人又は団体の顕著な業績を対象とする。
- 3 優秀論文賞は、独創的で将来性がある古代渡来文化研究に関する個人又は団体の優れた業績を対象とする。

(資 格)

第4条 大賞・優秀論文賞の受賞資格は、国内外の優れた古代渡来文化研究を対象とするものとし、国籍を問わない。但し、著書・論文等は日本語に限る。

(選考方法)

第5条 大賞・優秀論文賞は、選考委員会で審査し決定する。

- 2 選考委員会の委員は、一般社団法人高麗1300の理事長が委嘱する。
- 3 奨励賞において、該当する著書及び論文等がない場合は、表彰は行わない。

(授与)

第6条 受賞者には、賞状及び賞金を授与する。

(受賞の取消)

第7条 受賞者が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経たうえで受賞を取り消すものとする。受賞取り消しの通告を受けたものは、賞状及び賞金を返還しなければならない。

- (1) 研究活動における不正行為が判明したとき
- (2) 学会の名誉を著しく毀損する行為が判明したとき

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て、総会において報告する。

附則

この規定は、2018年 1月24日から施行する。